

ドリームタウン前川東まちづくり協定を締結された方
地区内でこれから建物の計画をされている皆さんへ

ドリームタウン前川東まちづくり協定に 合致した建築物の外観工事、高木などの植栽 工事に要する経費の一部を助成します

平成22年7月20日にドリームタウン前川東まちづくり協定が、長岡市都市景観協定に認定されました。都市景観協定とは、建築物・工作物などの規模、位置、色彩、形態の基準及び植栽その他良好な都市景観の形成を図るため必要な事項について、土地の所有者、住民、事業者などが自主的に締結する協定であり、良好な都市景観の形成に寄与するものであると市長が認定した協定をいいます。

ドリームタウン前川東まちづくり協定の区域内で、協定に合致した周辺のまちなみと調和するような建築物の屋根や外壁の工事、高木などの植栽を行う場合には、1件あたり最高15万円の補助金を交付します。

- ・ 補助率・・・・・・・・3分の1
 - ・ 建築物の屋根・外壁・・・10万円以内
 - ・ 高木などの植栽・・・・・・5万円以内
- 詳しくは次項を参照してください。 -

補助金の交付を受けるためには、工事着手前に、まちづくり協議会や市への届出が必要になります。工事内容にも条件がありますので、詳しくは、長岡市都市計画課へお問合せください。



補助金の交付を受けるためには、工事着手前に市への届出が必要です。
必ず下記へ御連絡ください。

〒940-0062 長岡市大手通2丁目6番地
フェニックス大手イースト
長岡市役所大手通庁舎8階
電話:39-2225
担当:都市計画課都市政策係



補助対象となる工事の種類と要件

	工事の種類	補助限度額 (補助率)	補助対象となるための要件
建築物	建築物の外観に係わるもの	10万円 (1/3)	外壁及び屋根(勾配屋根)の色が、『ドリームタウン前川東まちづくり協定』にある「周辺環境との調和をはかり、明るく開放性のある地区イメージの演出に寄与するもの」であり、良好な都市景観の形成に著しく貢献すると認められるもの さらに、住宅ゾーンにおいては、赤、青、黄色等の原色を使用しないこと。
	外観の過半の色彩の変更	10万円 (1/3)	外壁及び屋根(勾配屋根)の総面積の2分の1を超える面積の色彩の変更で、『ドリームタウン前川東まちづくり協定』にある「周辺環境との調和をはかり、明るく開放性のある地区イメージの演出に寄与するもの」であり、良好な都市景観の形成に著しく貢献すると認められるもの さらに、住宅ゾーンにおいては、赤、青、黄色等の原色を使用しないこと。
緑化	公共に面する部分の植栽に係わるもの	5万円 (1/3)	道路などの公共の用に供する施設に面する部分における次の植栽工事で、良好な都市景観の形成に著しく貢献すると認められるもの 生垣 <ul style="list-style-type: none"> ・一敷地あたり、公道に面した敷地に総延長5m以上 ・植栽間隔0.5m以下 ・敷地境界から2m以内で、公共の場所から生垣のほぼ全体が見渡せるもの ・基礎構造物の高さがおおむね0.6m以下 高木 <ul style="list-style-type: none"> ・植栽時の樹高3m以上 ・敷地境界から6m以内 1年草及び2年草並びにビャクシン、ハイビャクシン、タチビャクシン、カイヅカイブキ、ネズミサシ、イブキ及びタマイブキは補助対象外 『ドリームタウン前川東まちづくり協定』に合致する場合でも、上記の要件を満たさない場合、補助対象となりません。
<p>補助対象となるためには、建築物の色彩や緑化以外にも、『ドリームタウン前川東まちづくり協定』の内容に合致したものであることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前川東土地区画整理組合で竣工した地盤の高さを変更しないこと。 ・敷地規模、外壁後退など「前川東地区地区計画」に定める内容を遵守すること。 など 			
<p>新築だけでなく、既存の住宅などにおいても、協定の内容に合致する高木などを植栽する場合には、補助金の申請ができます。この場合も、協議会への届出が必要です。</p>			
<p>同一敷地における補助金の交付は、原則1回に限ります。新築の場合は、建築物の外観に係わるものと植栽に係わるものの補助金を一緒に申請してください。</p>			
<p>ドリームタウン前川東まちづくり協定区域内では、工作物と広告物については、補助対象となりません。</p>			

長岡市都市景観形成補助金の手続きの流れ（都市景観協定に基づく行為）

